

測定方法等に関する基準

京都市水質汚濁防止対策指導要綱別表第1において規定する別に定める測定方法等は、次のとおりとする。

第1 水質の測定方法は、次によるものとする。

- 1 自動連続測定による測定は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102に定める方法に準じた測定原理に基づく測定器又は、規格K0102に定める方法と一定以上の相関が認められる測定器によって行うものとする。ただし、CODの自動連続測定については、排出水の量に比例する分割サンプルが得られる採水器を設置することにより得た1日分のサンプルを、また、pHの自動連続測定については、排出水のpHが一定である場合は、作業期間中1日の任意の瞬時に於いて採取したサンプルを、昭和49年環境庁告示第64号に定める測定方法で測定することができるものとする。
- 2 自動連続測定以外による測定方法は、昭和49年環境庁告示第64号に定める方法によるほか次に掲げる方法によるものとする。ただし、CODの測定については、昭和54年環境庁告示第20号別記1の(4)に定める方法によることができるものとする。

ニッケル含有量 規格K0102の59に掲げる方法

第2 排水量の測定方法は、次によるものとする。

- 1 自動連続測定による測定は、工場等から排出される1日当たりの排水量の量の合計が把握できる排水量計によって行うものとする。
- 2 自動連続測定以外の測定方法は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 規格K0102に掲げる方法
 - (2) 昭和54年環境庁告示第20号別記2の(3)に定める方法

第3 自動連続測定器及び排水量計は、測定結果を連続して記録する装置（連続記録計）を付設するものとする。

第4 自動連続測定器及び排水量計は、次に掲げる場所に設置し、常に正常に稼動するよう維持管理するものとする。

- (1) 維持管理の容易な場所
- (2) 温度、湿度、振動等の影響を受けない場所

第5 第1及び第2により測定した結果は、記録のうえ、3年間保存するものとする。

附 則

この基準は、決定の日（昭和53年4月1日）から実施する。

附 則

この基準は、平成元年6月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年8月3日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から実施する。